

組 織 ・ 会 則

岡山実験動物研究会役員

会 長

国枝 哲夫（岡山大・大学院環境生命科学研究科・動物遺伝学・教授）

理 事

石井 猛（岡山理科大・工学部・教授）

工藤 李之（就実大・薬学部薬学科・准教授）

嶋村三智也（㈱クラレ・くらしき研究センター・構造・物性研究所・主管）

紅林 淳一（川崎医科大・中央研究センター・医用生物研究ユニット・ユニット長・教授）

竹内 栄（岡山大・大学院自然科学研究科・生体統御学グループ・教授）

松山 誠（重井医学研究所・分子遺伝部門室長）

樫木 勝巳（岡山大・自然生命科学研究支援センター・動物資源部門鹿田施設・教授）

山下 光治（㈱エイチ・エス・ピー・取締役・研究開発部長）

山下 広美（岡山県立大・保健福祉学部・栄養学科・教授）

常務理事

安藤 元紀（岡山大・大学院教育学研究科・細胞生理学研究室・教授）

杉本 幸雄（岡山大・大学院医歯薬学総合研究科（薬学系）・国際共同創薬基盤センター・准教授）

内藤 一郎（今治明德短期大・ライフデザイン科・食物栄養コース・教授）

古本 佳代（倉敷芸術科学大・生命科学部・准教授）

三上 崇徳（川崎医科大・中央研究部・中央研究センター・技術員）

目加田和之（岡山理科大・理学部・動物学科・准教授）

矢田 範夫（岡山大・自然生命科学研究支援センター・動物資源部門・技術専門職員）

監 事

河田 哲典（岡山大・大学院教育学研究科・家政教育講座・教授）

林 泰資（ノートルダム清心女子大・大学院人間生活学研究科・食品栄養学専攻・教授）

【第 75 回岡山実験動物研究会例会のお知らせ】

第 75 回例会は今年 6 月 29 日(金)13:30～

17:40、岡山大学理学部 31 講義室で竹内 栄先生（岡山大学理学部）のお世話で開催されます。本例会では一般講演（7～8 題）を中心に、特別講演、懇親会（岡山大学生協ピーチユニオン 4 階）を企画しています。特別講演は長浜バイオ大学の山本博章先生にお願いしております。

一般講演は会員の皆様から演題を募集致しますので、事務局あるいは最寄りの理事、常務理事宛に奮ってお申し込み下さい。

【事務局からのお知らせ】

会の運営や企画、会報の編集、内容等にご希望、ご意見等がありましたら、事務局または最寄りの理事、常務理事までご連絡下さい。事務局は下記の通りです。

〒700-8530 岡山市北区津島中 1 丁目 1-1

岡山大学農学部・動物遺伝学研究室

TEL:086-251-8334

FAX:086-251-8388（農学部事務室総務担当）

E-mail:tkunieda@okayama-u.ac.jp(国枝)

HP:<http://okayamaexpanim.sharepoint.com/Pages/default.aspx>

今年の 4 月以降、連絡先は 086-251-8382（岡山大学自然生命科学研究支援センター・動物資源部門・津島南施設）にお願いします。

E-mail:ksato@cc.okayama-u.ac.jp(佐藤)

【会費納入のお願い】

年会費として、正会員は 1,000 円、賛助会員は 30,000 円（一口）を徴収致しますので、郵便払込通知票を用いて、年会費をお振込み下さい。

口座番号：01290-5-5722

加入者名：岡山実験動物研究会

【編集後記】

本報にご寄稿いただいた皆様に心から厚くお礼申し上げます。今回も賛助会員の皆様に感謝とお礼の意を込めて広告掲載を致しました。また、地区研究会の情報交換と交流を意図して、平成 29 年度の活動について前回と同様に紹介しました。本研究会は昨年 12 月に創立 35 周年を迎えたことから、本会の参考資料として「岡山実験動物研究会の 35 年間の活動」を紹介しました。今後も実験動物及び動物実験についての知識の交流を図り、あわせてこれら関連領域の進展に寄与していく活動を行っていく所存ですので、会員皆様のご協力、ご支援をお願い致します。

岡山実験動物研究会会則

(名 称)

第1条 本会は岡山実験動物研究会（英文名：Okayama Association for Laboratory Animal Science）と称する。

第2条 本会は岡山県並びに県外において実験動物及び動物実験に関心をもつ人々によって組織された団体である。

(目 的)

第3条 本会は実験動物及び動物実験についての知識の交流をはかり、あわせてこれら関連領域の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、講演会等の開催
2. 会誌及び関係学術資料の刊行
3. 会員相互の連絡
4. その他必要と認められる事業

(会 員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正 会 員 本会の目的に賛同して、所定の入会申込書を提出した個人とする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、理事会の承認を経て所定の入会申込書を提出した個人または法人とする。
3. 名誉会員 本会の発展に功労があった者で、理事会の承認を経て推薦された者とする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 理 事 15名以上 25名以内（うち、会長1名及び常務理事若干名）
2. 監 事 2名
3. 評議員 若干名

(役員を選任)

第7条 会長及び常務理事は理事の互選によりこれを定める。理事は正会員の互選により選出された者とする。監事及び評議員は理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。

(役員の職務)

第8条 役員職務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。必要に応じ理事会及び常務理事会を召集する。会長に事故あるときは、理事の互選により1名を選び、会長の職務を代行する。
2. 理事は理事会を組織し、本会の会務を審議し、議決する。
3. 常務理事会は会長を補佐し、庶務、会計、渉外、集会、広報などの実務を担当する。
4. 監事は本会の会計を監査する。
5. 評議員は評議員会を組織し、会長の諮問を受け、重要事項を審議する。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期は2年とし、再選は妨げない。

(会 計)

第10条 本会の経費は正会費並びに賛助会員の会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。会計年度は暦年度とし、会費は別に定める。

(運営規則)

第11条 本会の運営はこの会則によるが、会則の変更は理事会の議決を経て、総会の承認を受けることとする。

(総会の構成)

第12条 総会は正会員をもって組織する。

(退 会)

第13条 会員が脱会しようとするときは、脱会届けを会長に提出しなければならない。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

本会則は平成2年12月1日より施行する。
本会則は平成15年11月28日に一部改正。